

熊本市軌道条例の一部改正について

熊本市軌道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成 13 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「普通乗車券、定期乗車券及び 1 日乗車券」を「定期乗車券、回数乗車券、1 日乗車券及び 24 時間乗車券」に、「第 1 項第 1 号、第 2 号」を「第 1 項第 2 号、第 3 号」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号ア中「170 円」を「180 円」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 回数旅客運賃 大人普通旅客運賃から当該運賃の 1 割以内の額で管理者が定める額を差し引いた額

第 5 条第 1 項第 6 号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 市電の全区間における 24 時間旅客運賃 大人にあつては 1 人につき 600 円以内、小児にあつては 1 人につき 300 円以内で管理者が定める額

第 7 条の見出しを「(特別乗車券)」に改め、同条中「無料乗車券」を「特別乗車券」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 105 条第 1 項」を「第 105 条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は公布

の日から、第8条第2項の改正規定は道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に発行されている普通乗車券及び定期乗車券に係る運賃については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に市電を貸切旅客運賃で利用する場合における当該貸切旅客運賃の額は、同日前においても、この条例による改正後の第5条第1項第1号の普通旅客運賃を基準として同項第5号の規定により交通事業管理者が定める額とする。

（提出理由）

普通旅客運賃等の改定、回数旅客運賃の導入等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。